

東京都公報

発行
東京都

△

- (一) 代表者氏名 代表取締役 関野 朋子
(二) 主たる事務 立川市柴崎町二丁目三番八号
(三) 所の所在地
(四) 免許証番号 東京都知事(三)第九七二二三三号
(五) 免許年月日 令和六年十一月二十一日

公 告

土地収用法施行令に基づく公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和7年3月10日の終了をもってその書類の送達があつたものとみなされる。

令和7年2月18日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

記

1 事件名

令和5年第9号及び令和5年第9号の2

福生都市計画道路事業3・3・30号武蔵野工業線及び

3・4・2号志茂中央線のための土地収用事件

2 送達すべき書類

令和7年2月6日付裁決書の正本

3 送達を受けるべき者

住所 不明

ただし、閉鎖商業登録簿上の住所は、東京都福

生市東町1番地1

氏名 岩田不動産株式会社

清算人 不明

4 公示送達に係る土地の所在及び地番

東京都福生市大字福生字志茂254番9

東京都福生市大字福生字志茂254番12

5 公示送達に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎1階南側）

(2) 掲示を始めた年月日

令和7年2月18日

目 次

告 示

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…

公 告

○土地収用法施行令に基づく公示送達………（東京都収用委員会）…

告 示

●東京都告示第百九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和七年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和七年二月二十六日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社ハウス

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一號
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社
電話	東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
郵便番号	101-0051